

【自営業の経費について】

渡辺パイプ健康保険組合が認める、「直接的必要経費」一覧表

【自営業者の収入について】

◎健康保険法における被扶養者の要件は「収入」が130万円(60歳以上の人ならびに障害年金受給者は180万円)未満であり、 いわゆる税法上の「所得」で勘案するものではありません。
◎健康保険法における、自営業者等の収入については『総収入から「直接的必要経費(※)」を差し引いた額』となります。 (なお給与収入者については『総収入』で判断することになっており、必要経費は一切認められていません。)
※直接的必要経費とは、『生産活動に要する原材料等の費用』(具体的には、ケーキ屋さんの小麦粉、卵等)

渡辺パイプ健康保険組合では、上記の「直接的必要経費」を、確定申告時の「収支内訳書」(または「損益計算書」)の各所得別に定めています。

(詳細は以下「一覧」参照)「収支内訳書」(または「損益計算書」)の「収入金額」から、各「経費」の額を差し引いて、収入を計算します。

【一覧】

- 「○」・・・直接的経費として認める経費
 - 「△」・・・条件(備考を参照)付きで直接的経費として認める経費
 - 「×」・・・直接的経費として認めない経費
- ※収支内訳書(損益計算書)の経費欄の項目にない「経費」については、「雑費」と同様に扱います。

【一般所得用】

科目	認定可否	備考
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%(小数点以下切り捨て)を直接的経費とします。但し、申告時に50%以下の額で申告している場合は領収書等の裏付書類の提出により全て直接的経費とします。
旅費交通費	○	
通信費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%(小数点以下切り捨て)を直接的経費とします。但し、申告時に50%以下の額で申告している場合は領収書等の裏付書類の提出により全て直接的経費とします。
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	○	
消耗品費	○	
減価償却費	△	「減価償却費の計算(事業用)」を添付により、当組合が認めたものについては直接的経費とします。
福利厚生費	×	
給料賃金	○	
外注工賃	○	
利子割引料	×	
地代家賃	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%(小数点以下切り捨て)を直接経費とします。但し、申告時に50%以下の額で申告している場合は領収書等の裏付書類の提出により全て直接経費とします。
貸倒金	×	
雑費	△	領収証等の裏付書類の提出により、当組合が認めたものについては直接的経費とします。